

近世部落史研究の現状

寺 木 伸 明

はじめに

私に課せられた課題は、近世部落史研究の現状がどうなっているのかということですが、実は、私は一九八二年に部落解放同盟の機関紙『解放新聞』(一〇七三・一〇七七号)に「近世部落史研究の近業によせて」というテーマで文献の紹介をさせてもらったことがあります。その後、注目すべき論文が相ついで報告されていますので、本日は一九八二年以降新たに出版された論文も含めて紹介していきます。

近世部落史の研究に関して、私は二つの大きな項目に分けてみました。一つは、近世賤民制の成立であり、もう一

つは、近世被差別民の生活と解放への胎動です。

一、近世賤民制の成立について(一)

まず、近世賤民制の成立に関して、戦国大名の「かわた」政策の評価の問題をとりあげます。今まで「かわた」という言葉の重要性については、部落の起源論とかかわって論争の焦点の一つとなってきました。従来、この「かわた」の初見が大永六年(一五二六年)とされていたわけですが、臼井寿光氏編著『兵庫の部落史』(一九八〇年、神戸新聞出版センター)を見ると、それよりも一〇〇年ほど前に「かわた」という言葉が使われていたことがわかります。正確には永享二年(一四三〇年)に土佐国香美郡の売

券に出ておりました、この端裏書に「かわた四郎」と書かれており、これが今のところ「かわた」の初見ということになります。

戦国大名によるこの「かわた」の政策の問題ですが、三浦圭一氏が一九七二年に発表された「近世未解放部落成立期の基本問題」(『歴史評論』二六一号)に詳しく述べられています。この三浦論文は、東海地方から九州に至るまで「かわた」史料を丹念に収録されまして、当時の「かわた」の使われ方や「かわた」の実態を系統的に追究されたものです。この研究により、「かわた」研究がかなり実証的に進められたと私は評価しています。

そして、大永年間に降出てくる「かわた」というのは、今川氏の所領に関するものが多いのですが、その史料の解釈について、新しい解釈を提示したのが峯岸賢太郎氏の「幕藩制的賤民身分の成立(一)」(『歴史評論』第三〇七号、一九七五年)でした。どういふことかというのと、天文一八年(一五四九年)の史料ですが、「かわた」関係の条文の第二条に「皮作之外、商売之儀停止之事」という項目があります。従来、「かわた」が、皮革業以外の商売をすることを禁止したものと解釈されてきました。しかし峯岸氏は、「皮作」とは、皮をつくるという行為を指すのではなく、皮革業者をさす言葉であるとして、「皮作」以外の

者が皮革商売に従事することを禁じたものであると解釈すべきだとしたわけです。

次に、問題になってくるのは、戦国時代の「かわた」の社会的性格をどうみるのかということですが、特に、豊臣政権の下で行なわれた太閤検地の際の検地帳にかなり多くの「かわた」が出てきまして、私たちは、その「かわた」が単なる皮革業者の職業名を指すのではなく、それとは深いかかわりを持ちつつも、身分的呼称として使われていたのではないかと、という理解をしまして、すでに豊臣政権の下での「穢多」身分、すなわち現在の被差別部落につながる身分ができたのではないかとみるわけです。そこで、この「かわた」をどう評価するかということが大事なことになるわけですね。

戦国時代の「かわた」の社会的性格について論及したものに、先の三浦論文の他に渡辺広氏の『未解放部落の史的考察』(一九六三年、吉川弘文館)があります。「かわた」や「皮作」の社会的性格について実証的に研究した先駆的な論文として万羽正朋氏の『部落』の形成に関する考察——信州における部落史素描(一)』(『信濃』第一二巻第五号、一九六〇年)や小丸俊雄氏の「相模国に於ける近世賤民社会の構造」(『日本歴史』第三七号、一九六八年)などがあります。これらの論文では、「かわた」は皮革業

者を指していて、完全には身分固定はされていないと解釈されているように思います。私も戦国時代の「かわた」はかなり流動的で、身分名としては定着していないと解釈すべきだと思っています。

そして、豊臣政権の身分政策と「かわた」という点については、私の「被差別部落の成立に関する一考察」(部落解放研究所編『近世部落の史的研究』上、一九七九年、解放出版社)のほか、峯岸賢太郎氏の「関東」(部落問題研究所編『部落の歴史』東日本篇、一九八三年)、石尾芳久氏の『被差別部落起源論』(一九七五年、木鐸社、同増補版、一九七八年)、安達五男氏の『被差別部落の史的研究』(一九八〇年、明石書店)などがあります。私は、自らの論文の中で、全国に現存する太閤検地帳の中で、「かわた」の記載のあるものを探し出して一覧表にしてみました。すると、数十点の太閤検地帳に「かわた」が出てくるのです。そして、たとえば大阪府松原市の被差別部落に関して「かわた屋敷」というのが検地帳にあり、本村の屋敷と「かわた屋敷」とが別々に記載されているということや(『河内国更池村文書』第三巻)、吹田の部落に関連して「かわた」の屋敷地が一括記載されているような状況がうかがえることなどから(『吹田市史』第六巻)、太閤検地帳に記載された段階で「かわた」は、単なる皮革業者ではな

く、被差別身分として固定されつつあったのではないかと解釈しています。そういうふうな解釈してゆくと、後にこの「かわた」の名称が変更されて「穢多」になるわけですから、近世部落あるいは現在の被差別部落の起源という広い意味でとらえると、直接の歴史的起点は「かわた」にまで遡りうるということ、部落の起源の時期は豊臣政権の時期だということに考えるわけです。

それに対して、安達五男氏は、太閤検地帳の「かわた」というのは職業記載であって身分記載ではないと言っておられます。その理由は、太閤検地帳には「かわた」だけではなく「そうめん屋」とか「紅屋」とか「大工」とか「杣」などの職業名や屋号が出てきており、「かわた」だけが特別に記載されているわけではないということです。また、この時期には「かわた村」と記載されているところに「かわた」が住んでいない事例もあげて、「かわた村」という地域と「かわた」という肩書を持っている人とが必ずしも一致しないことから、まだ流動性があったのではないかと言っておられます(安達五男『被差別部落の史的研究』一九八〇年、明石書店)。

ところで、伊丹部落史研究会編の『伊丹被差別部落のあゆみ』(一九八二年、伊丹市)の中で撰津国川辺郡御願塚村の文禄三年の検地帳と、その翌年につくられた『御願塚

村之帳(名寄帳)』の分析がなされています。後者の方の記載順序を見ると、まず二七名の本村の百姓を並べ、それぞれ土地の合計を算出してあります。そして、その後「かわた」が出てくるわけです。この「かわた」の後に「あるき」というのが出てきます。ここまでが御願塚村本村内の住民の記載なのですが、それ以外に作り来っていた近辺の百姓の記載もあります。

問題は、本村内部の記載順序であって、秀吉の検地帳に基づいて作られたと思われるこの文書に百姓―「かわた」―「あるき」という順序で記載されていることからして、社会的身分秩序としてランク付けが村方によってなされていたのではないかと、そして当時の一定の身分意識が反映されているのではないかと考えるわけです。

ところで、高木昭作氏の「所謂『身分法令』と『一季居』禁令―『侍』は『武士』ではない―」(『日本近世史論叢』上、一九八四年、吉川弘文館)という論文がありますが、私はこれを非常に重要視しています。従来「身分統制令」として評価されてきた一九九一年発布の「身分法令」について、我々はこれを豊臣政権が永久法として定めたもので、これによって近世的な身分が法令上確定されたと解釈してきました。これに対し、高木氏は、秀吉が朝鮮侵略を当面の目的として、その動員のために暫定的に出し

た法令であって、体制の根幹をなすような身分法として解釈されるべきものではないと主張しておられます。そして同氏の実証を見る限り、かなり正しいと思えるわけです。

次に、被差別部落の成立時期をめぐってですが、大きく分けて渡辺広氏や落合重信氏のように、戦国時代以前にできたという説、一方、森杉夫氏、三浦圭一氏、脇田修氏、石尾芳久氏、船越昌氏、そして私のように、豊臣政権の時にできたという説、また、安達五男氏のように、寛文―延宝期(一七世紀後半)にできたという説があります。この説の詳しい紹介については、拙著『近世部落の成立と展開』(一九八六年、解放出版社)を参照されたい。問題は、科学的な立場に立って部落史を研究しておられる先生方の間になぜこのような意見の対立が出てくるのかということ。この理由としては、まず、「部落」の成立を示す共通の指標が定立されていないこと、そして、「部落」成立の契機、つまり「部落」が制度的に設定された歴史的背景が明らかにされていないことに関係があるのではないかと見えています。ですから、これからの課題は、何をメルクマールにして「部落」の成立と見ればいいのか、その共通項を探し出していくことではないかと思えます。その際、私は「穢多」身分そしてその前身である「かわた」身分の成立をもって「部落」の成立とみなすのが最も妥当ではない

いくべきではないかと思っているわけです。

二、近世賤民制の成立について(二)

では次に、部落の先祖と一向宗・一向一揆との関係を見ていきたいと思います。この問題に対して最も早く論及したのは、井上鋭夫氏の『一向一揆の研究』(一九六八年、吉川弘文館)でした。井上氏は、和歌山の一向一揆の研究をされている中で、部落のお寺の中に貴重な文書が残っていることを発見し、一向一揆と部落との関係に深い関心をみせてこられたわけです。

その後、船越昌氏が『被差別部落形成史の研究』(一九七五年、解放出版社)を出されてから、一種のブームのようになりましたが、船越氏は丹波地域を中心に研究されて、部落のお寺が非常に古いことに注目しました。そして、丹波地域あるいは但馬地域においては、実際に記録と伝承によって石山本願寺合戦などの一向一揆に参加していたことが推測できるような史料を発見したり、部落のお寺の古さを裏付ける実如とか願如の書状や六字名号が残されていることを紹介しておられます。部落の形成について、一向一揆に参加した者に対する権力の報復措置であると解釈したわけです。

かと思えます。そして、これらの身分が成立するということがどういふことなのか、何をもちこれらの身分が成立したというべきなのかを、明らかにする必要があると思えます。

ところで、この「部落」の成立論争に関連して、畑中敏之氏は、意見が違ってくるのは各研究者によって「部落」というものの概念が勝手に使われており、共通に理解されていないことからきている、「部落」の歴史は近代以降始まるのであり、江戸時代の差別の問題は「穢多」身分に対する差別の問題として把握すべきである、と言われています(『前近代『部落』史研究の動向―一九八三年の研究を中心として―』『部落問題研究』第八一輯、一九八四年)。

そういうわけで「部落」の起源を考える場合、「穢多」身分なり「かわた」身分の成立がいつになるのか、そしてそれは何をメルクマールとして考えるのかということ整理をしていくべきではないかと思えます。私自身は、近世の身分制度の特徴を、職業と役負担、合わせて居住地を入れてもいいと思いますが、それらに対する強い規制があるところに求めております。そういう意味で、「かわた」とか「穢多」身分に対して斃牛馬の処理をいつ権力が一律に押しつけてきたのか、主に都市部落にいつ行刑や警察の役目を押しつけてきたのか、ということをもメルクマールにして

これに対していふんと批判が出されました。しかし、私はその視点については高く評価をすべきだと思います。というのは、私たちは今まで部落の起源を論ずる時に、かなり一般的抽象的であったと思うわけです。幕藩権力が分裂支配をするために部落をつくったということです。また、特に教育現場ではそれですまされてきたと思いません。江戸時代の人口約三〇〇〇万人として、そのうちわずか二〇〇万人の武士階級が残りの圧倒的多数の民衆を支配するために身分政策が必要になり、士農工商の下に「穢多」「非人」という身分をおいた、そしてこの「穢多」身分が部落の起源である、というふうに言ってきたと思います。しかし、具体的な階級闘争の中から部落の起源を明らかにしていくという作業が少なかつたように思います。

ところで、船越氏の言うような形で部落ができていったとすれば、一向一揆は当時全国各地で起こったわけですから、現在、部落は約六〇〇〇地区があるといわれていますが、六〇〇〇地区どころか数万あるいは十数万地区でできていないとおかしいということになるわけです。そこで、石尾芳久氏は、最後の一向一揆にかかわった人が封じ込められたのではないかと考えておられます（『被差別部落起源論』増補版、一九七八年、木鐸社、『一向一揆と部落』一九八三年、三一書房、『続・一向一揆と部落』一九八五年、

三一書房など）。石尾氏の論証の手がかりとされた和歌山県那賀郡打田町蓮乗寺の文書（石山本願寺合戦時の本願寺方の鉄砲催促状など）に対して、もともと部落にあった史料ではなく、外部から何らかの形でまぎれこんだのだという推定をしたのが渡辺広氏です（『未解放部落の形成と展開』一九七七年、吉川弘文館）。

ところで、一九六八年の調査では、部落寺院の九〇％は浄土真宗ですが残りの一〇％は他の宗派なわけです（同和教育振興会『同和地区における宗教事情の調査報告書』）。ですから、石尾氏の説で全部の部落の起源を説くことはできないと思います。そしてまた、九〇％の真宗寺院の中にも、江戸時代の中・後期になってきたところでも多く、やはりすべてにあてはめることは無理だろうと思います。しかし、石尾氏の視点は重要であるし、関西のいくつかの部落については、石尾説で説明できる可能性のある場合もあり、石尾説は今後ますます重視されなければならないと考えています。

次に、幕藩領主の身分政策ということですが、現在の部落史研究では身分論が盛んになっています。近世史研究者が、研究を通じて達成してきた理論的成果と、部落解放運動の中で培われてきた理論的成果とを、相互批判の中でさらに深めていく必要があると思います。

近世の身分制を考えていく中で非常に有益である論文として脇田修氏の「近世封建制と部落の成立」（『部落問題研究』第三三輯、一九七二年）があります。ここで、近世の部落を考える場合、かつて井上清氏が言ったように身分と職業と居住地に対する規制については、全身分について言えることを明らかにしています。井上氏は「穢多」身分に限って三位一体論を展開されたわけですが、武士身分も百姓身分もそうであると脇田氏は主張しています。さらに、脇田氏は、それぞれの身分に固有の役負担があったことをあげ、これらを統一的にとらえていくべきだと提言されています。

なお、高木昭作氏は「幕藩制初期の身分と国役」（『歴史学研究』別冊特集、一九七六年）の中で、身分を国役から見ていこうとされています。国役との関係でどういう役を負わされたかということが、身分を考える決め手になるという解釈です。

それから、「かわた」身分の社会的系譜についてですが、これは、どういう社会階層の人が「かわた」身分に組み込まれていったのかという問題です。これについてはあとで青盛透さんと中尾健次さんにふれていただくことにして、割愛させていただきます（この点についても前掲拙著を参照していただければ幸いです）。

幕藩領主の差別政策に関しては、牧英正氏の「江戸幕府による差別の制度化」（『法学雑誌』第三三巻第三号、一九八七年）に注目しています。今まで、幕府の賤民支配の確立問題として、享保期前後に賤民制が整ってくと解釈されてきたわけです。それは、一つには、この時期に幕府が弾左衛門に対して由緒書を提出させていることがありますが、これは身分把握の意図の現われなのですが、同時に江戸・京都において「穢多」「非人」の人口調査を行ないます。さらに、「穢多頭」「弾左衛門」と「非人頭」の車善七との争論をとりあげて、その幕府による身分的上下関係等の確定は元禄から享保にかけてであるといわれてきたのですが、牧氏は九州大学に所蔵されている文書を解読し、実は貞享年間にこの争論があり、幕府は「穢多頭」にその支配権を認める判決を出していることを明らかにされています。元禄より前の貞享年間にすでに幕府は賤民制度を成立させたのではないかと論述になっています。

中尾健次氏も最近、幕府における賤民支配のしくみを明らかにしようとしていますが、「近世における賤民支配の構造（Ⅰ）（Ⅱ）」（『大阪教育大学紀要』第四部、第三四巻第二号・第三五巻第二号）では、牧氏が使用された九州大学の文書がまだ知られておらず、それについてふれられていないのが残念なところです。

次に、頭支配と本村支配という問題です。これはまず畑中敏之氏が提唱されまして、「穢多村」というものは本村に隷属するような形で枝村あるいは支郷として位置づけられているのが一つの特徴であるということで、本村に付けられている体制を明らかにされ、その支配のあり方つまり「本村付体制」が賤民支配の一つのあり方であると言われています。特に上方のように「穢多頭」が「穢多」身分と「非人」身分を完全に掌握してはいないと思われる地域では、「本村付体制」というものが支配体制の中で非常に重要な位置を占めているというわけです（『近世村落社会と「かわた村」』脇田修編『近世大坂地域の史的分析』一九八〇年、御茶の水書房）。

この畑中氏の見解が大きな反響を呼びました。朝尾直弘氏によると、現松原地域の更池村の研究を通して、渡辺村は畑中氏の評価のように権限を持っていなかったのではなく、大阪地域の「穢多」身分に対してかなりの権限を行使していたとされます。警察的職務の遂行にあたっては、渡辺村が更池村の人に対して指揮権を持っていたということを実証しておられます。したがって、本村だけで理解するのは少しおかしいのではないかとのことです。

朝尾氏の論文で注目すべき点は、幕府は安永七（一七七八）年に初めて被差別身分の人々を対象にした法令を發布

するのですが、その時期になってようやく幕府において勘定奉行が被差別身分を管轄するための機関として位置付けられるという点です。それまでは、どこが管轄していたのか明確ではなかったのです（『幕藩制と畿内の「かわた」農民』「新しい歴史学のために」第一六〇号、一九八〇年）。

また、塚田孝氏は、畑中氏の提唱をうけて、部落は、関東においても関西においても、頭村支配と本村支配の両方があると言っておられます。頭村支配とは、弾左衛門なり渡辺村年寄なりの「穢多頭」の支配であり、本村支配とは、隷属している本村の庄屋を通して支配をうけることです。そして、塚田氏は、頭村支配は人身支配であり、身分的支配である、これに対して本村支配とは土地を媒介にした支配で、高（土地）支配である。この二重の支配の面からとらえることができると言っておられます。

しかし、これはどちらがより基軸となった支配であったかという点、身分支配である頭村支配が根幹にあったといえるかとされています（塚田孝「近世の身分制支配と身分」歴史学研究会・日本史研究会論『講座日本歴史5 近世史1』一九八五年、東京大学出版会）。

三、近世被差別民の生活と解放への胎動について

近世の被差別民衆としては「穢多」「非人」の他にも、「猿飼」「茶筥」「夙」「乞胸」などがありました。そういう被差別民衆に関する研究が最近重視されてきています。今後、「えた」身分と他の被差別身分との関係でどういう共通項をとらえて身分的位置付けをしていくのかという作業が必要になってきます。

これらの被差別民の職業ですが、これについては死牛馬の処理権の問題などがかなり明らかになってきました。最近特に注目されているのは、皮革業だけではなく、農業や手工業や商業にずいぶん従事していたことが明らかにな

ってきている点です。

たとえば和泉国南王子部落では、皮革からあがる収入は全体の〇・七％で、一五％程度が農業、そして残りの八〇％が雪駄作りをはじめとする稼ぎからあがっています（盛田嘉徳・岡本良一・森杉夫『ある被差別部落の歴史』一九七九年、岩波新書）。ですから、私たちが今まで思っていた部落の経済構造からすれば驚くべき新しい状況が明らかになってきているのです。

それから、大坂の「非人」については、内田九州男氏が「大阪四ヶ所の組織と収入」（『ヒストリア』第一一五号、一九八七年）という論文で、大坂に置かれた「非人」の組織の内実と、収入がどのようにして得られていたのかという点を史料を駆使して非常に詳しく明らかにしておられます。

次に、近世部落の人口動態についてですが、日本の近世の人口史については、コンピュータなどを導入してかなり細かいところまで進んでいるにもかかわらず、部落の人口増についての研究は手工業のような形であり、一般人口史の研究に比べて方法・視点ともに弱いところがあるように思われます。コンピュータを使えばいいというわけではありませんが、厳密なデータで歴史的な細かい変化の状況を明らかにしていく必要があるのではないかと感じます。近世農民の人口が停滞している時に、部落の人口は二倍から七倍にまで増えているのですが、各年次毎にみた場合、あるいは地域別にみた場合、あるいは元の人口の多寡などを精密な研究が必要だと思えます。そういうことがわかってくれば、部落の人口増の真相も、わかってくるのではないでしょう。

もう一つ強調しておきたいことは、私はこの人口増を考

の人々は肉を処理して食べていた場合もあったのではないかと思うからです。これから史料に基づいて明らかにしていこうと思います。

最後になりますが、差別政策の強化と被差別民の闘いで。これについては、柴田一氏の『渋染一揆論』（一九七一年、八木書店）、畑中敏之氏の『近世中後期における『かわた』の闘争』（部落問題研究所編『部落史の研究』前近代篇一九七八年）、東義和氏の『被差別部落と一揆』（一九八三年、明石書店）、布引敏雄氏の『長州藩部落解放史研究』（一九八〇年、三一書房）などの業績があります。また、差別思想の問題については、盛田嘉徳氏の『江戸期における部落への史的関心』（部落解放研究所編『近世部落の史的関心』上、一九七九年、解放出版社）、衣笠安喜氏の『近世儒学思想史の研究』（一九七六年、法政大学出版局）、三宅正彦氏の『江戸時代の思想』（『体系系日本史叢書23思想史Ⅱ』一九七六年、山川出版社）などがあります。しかし、この差別思想の分野は、他の分野に比べて研究が遅れています。思想の問題、あるいは当時の宗教と差別の問題、ケガレ観の問題などを近世においても、もっと明らかにしていかなければならないと思います。

先ほどの寺木さんの話を聞いていて、議論がかみ合わないと思うのは「かわた」の問題です。中世にはあまり例は多くはないのですが、確実に「かわた」が存在します。なぜそれが近世において大きな問題として出てくるのか、この辺りの解明が課題でしょう。

また、皮革の問題がありますが、中世では「河原者」などが皮革業に従事していたことを示す史料はあまり多くありません。「河原者」が「かわた」に移行していく可能性はかなり高いと思いますが、皮革業というものが本場の意味でどういう風に扱われたのか、具体的な事例を示す史料はごくわずかなのです。中世の差別意識の根底に本当に皮革業が対象となっていたのか、これはやはり重要な問題です。これも明快な答えは出ていないように思います。つまり、中世には中世の「ケガレ」の意識があります。近世にも近世のそれがあります。この意識は本質的にちがうのか、あるいは社会構造の相違にしたがって変化していくものなのか、これらも十分に議論されつくされているわけではないので、今後どう考えていけばいいのかということをやはり我々の課題したいと思います。

近世と中世のつながりという点からみれば、皮革業は重要になるといわれても、その史料が少ないわけです。例えば中世の奈良の場合、「細工者」という被差別民がいまし

発言①——青盛 透

私は中世が専門で、中世をやっていると近世とはどうしてもかみ合わない所があるんですね。それは、中世被差別民の中核は「非人」と考えられてきました。中世に関して発言してきた研究者の大部分が、鎌倉期以前の非人研究を中心に進めてきたことにも関係しています。近年、「非人」を突き詰めて研究しても結局は「非人」の問題にしかなかったから、改めて部落史の課題に沿って中世被差別民を考えていかなければならないという批判も出てきています。

その辺りを具体的にどう考えていくかというのは大きな課題なんです。その一部は「河原者」に転化し、あるいは「かわた」に転化する過程があるのかないのか、これが理論的には重要なところなんです。今のところ、完全な実証はありませんが、どちらかといえば、中世被差別民の歴史研究は部落史前史としてやってきたわけではないので、そういう意味では起源論を論じてきたわけではないのです。中世被差別民とはどんなものであって、それは中世身分制度のなかでどういう形で存在していたのか、ということが議論の中心になってきました。そうしますと、近世とのつながりということは、どうしても抜け落ちてしまっています。

た。「細工」と呼ばれているかぎり、たぶん皮細工なのでしょうが、そういう集団があるとまず考えられます。しかし、領主制はそれを皮革業としてとらえるのではなく、ある一定の時期に履物をもつてくること、集団の役はこれだけなのです。つまり、「細工者」の座ではあっても、実際には領主制が編成した皮細工の「穢多」ではないという違いがあります。これは一体どこに起因するのかという問題が、中世の場合の大きな課題となってきます。それを中世の側と比べた場合、被差別民のあり方は国家のあり方を提起しているわけです。その辺りが中世と近世を比較して論じる場合、大きな課題なわけです。近世の側から中世へ要求するだけではなくて、もうすこし中世の立場を理解して遡ってきてほしいと思うわけです。

中世の立場というのは、簡単にいえば部落史という立場ではありません。部落史前史を研究しているわけではないのです。中世の身分制とは何かという形で捉えてくる過程で、中世の被差別民の存在形態が深められてきたのです。そうすると、近世の社会制度の中でどうゆうふううに近世の被差別民が出て来るのかという論議がなければ「中世と近世」というような対比的な議論ではなかなかうまくいかないと思うわけです。構造の差というものをどういうふうに考えていくか、その議論を積み上げていかなないと、単に

歴史的に遡って史料を求めていくというやり方では、中世に被差別部落の起源があったということにはなりません。本質的に社会構造の中で被差別民がどういう意味をもった存在であるか、具体的機能は何であるのか、それらの比較研究がなければ中世と近世の真の比較は容易ではないと思えます。

中世の研究はほぼ十一世紀から十三世紀に集中しています。これはほとんど都市の場合です。しかし中世後期には、農村にも被差別民が明確に現われます。そういう人々が実際に生活している基盤は何であったのか、領主支配とは別に彼らが小さな村に存在している理由は何であったのか、こうした疑問が中世には未消化のまま残っています。太閤検地が出てくる「かわた」の問題と中世後期に散見される被差別民の存在とが、本当に重なりあうのかどうか、実証的な研究が必要になってくるわけです。

そうすると、理論的要請としては、同じ名称であったらそれを追っかけていくのではなく、それぞれの社会的機能を捉えて迫るという方法もあると思います。そういうやり方をすれば、近世の部落の問題は当然「かわた」の問題だけではなくなるわけです。寺木さんがいろいろな学説を整理してくれましたが、ここ十年間で中世の研究は非常に広がっています。最近の研究では、中世の被差別民がどんな

生きざまであったか、具体的にはどんな服を着ていたのか、またそのイメージは何を意味するのかというような画像を探っていくやり方があります。これは近世でも必要な視点ではないかと思うのです。そうでなければ、近世部落史も豊かなものにはなりえないと思います。

発言②——中尾健次

中世と近世のつながりという点について、一番抜けているのは村の連続あるいは不連続という点だろうと思えます。「ムラの歴史」ということについても、「集落」の歴史のなかの「被差別部落」の歴史なのか、はっきりしない面があります。また、「つながっている」ことを強調すると中世起源説とみなされてしまう場合もあります。「集落」としてつながっていることと、それが「被差別」の状況におかれていたかどうかは、必ずしも同じ次元の問題ではありません。

大阪の場合、奈良や京都と違って中世の史料が非常に少ないわけです。ただ、中世の状況がわからないかという点必ずしもそうではありません。たとえば、太閤検地を例にとると、検地は、近世の政治権力がおこなったわけですから、検地帳には権力の意図が働いているとみなされがちです。景は、当時の民衆意識の中に一定の職業観ができており、これを権力が利用していると考えないと解釈できません。

す。しかし、実際にはむしろ中世の状況を史料に表わしたものであると考えられる部分が多いわけです。ですから、太閤検地帳に「かわた」という肩書きがあるからといって、この時期に「かわた」という身分が確立されたと短絡的にみるのではなくて、「かわた」という肩書きをもった百姓が、この時期にはすでに村内に居住し、それが検地帳に記載されていると考えた方がいいわけです。また、朝尾直弘氏はその著作の中で、一五九四年（文禄三）当時の更池村の地図を復元されていますが、それで見ると、本村と「かわた村」とが分かれて位置づいているのですが、周辺の田は本村の百姓が持っており、その田の中に「わかた」があるわけです。これは、更池村に入ってきた定着の時期がかなり遅れているという中世末ごろの状況を示していると考えられます。

次に、役人村との関わりですが、役人村の成立というところを考えると、職業的背景も考えないと理解できない点が多いかあります。たとえば牢番役をしている仕事には、全国的にいくつもの共通項があります。江戸でも大阪でも阿波藩でも「髪結」がしているのです。なぜこの職業に従事した人々が牢番役を命ぜられているのかということ。また、役人村に設定されている職人村には、皮革職や青屋があります。これは、一体なぜでしょうか。その背

とところで、さきほど寺木さんから、私の「包胸」に関する論文を紹介していただきましたが、この場合は政治的意図がはっきりしています。身分設定をしようという時期がきわめてはっきりしているのです。近世の雑種賤民の一つとしてこれをとりあげたという以上に、身分設定の一つのやり口というか、権力のやり方というものが、どのように行なわれているのかをみたかったわけです。

「乞胸」の場合、職業は「非人」の支配をうけつつも、身分は町人となっています。これは江戸時代の初めからそういう位置付けをされているのですが、幕末になると、かなりはっきりした形で、賤民身分として位置付けようという意図がみえてきます。それは文書が残っていて、職業だけではなく居住地も市中の一カ所に集住させようとしていたのです。さらに、身分としての「乞胸」の人数を決めています。その時には五〇〇人としています。

賤民だけには限りませんが、身分設定というのは、職業規制、員数設定、居住地の一カ所への集中などを伴って行なわれるはずで、そういう意味では、ここでも職業との関わりを無視することはできないと思うわけです。